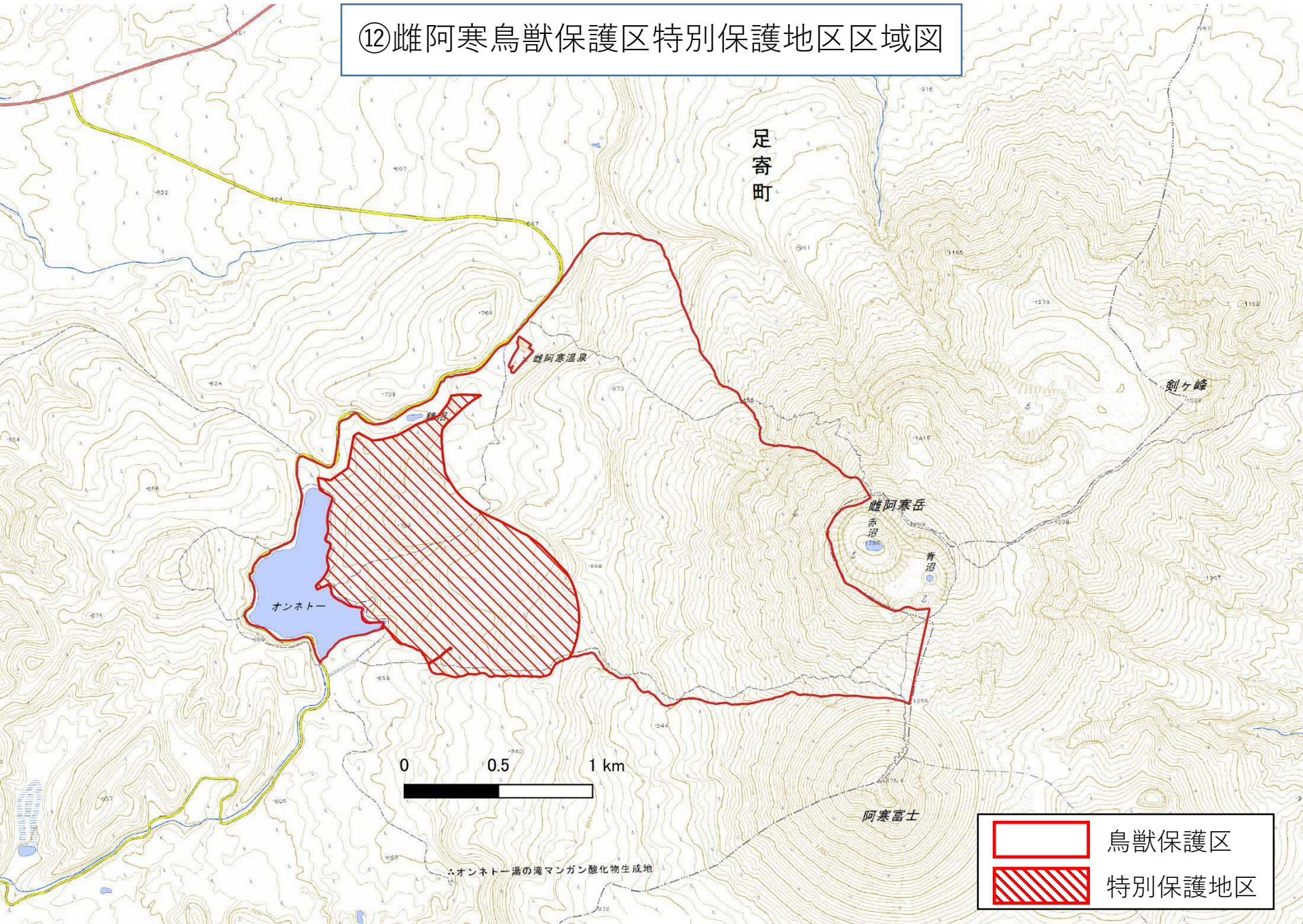


⑫雌阿寒鳥獣保護区特別保護地区区域図



雌阿寒鳥獸保護区 (特別保護地区)



道指雌阿寒鳥獣保護区
雌阿寒特別保護地区
指定計画書（道案）

令和 5 年（2023 年） 7 月 4 日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

雌阿寒鳥獣保護区雌阿寒特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定雌阿寒鳥獣保護区のうち、国有林十勝東部森林管理署56林班のに及びほの各小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5年(2023年)10月1日から令和25年(2043年)9月30日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

② 特別保護地区の指定目的

当該地域は足寄郡足寄町茂足寄に所在するオンネトーの東側に隣接し、雌阿寒岳西山麓の標高約700mから900mの斜面に位置する。全域が阿寒摩周国立公園の第一種特別地域に指定されている。

オンネトー周辺の針広混交林から、標高が増すにつれてアカエゾマツを主とした針葉樹林、ダケカンバ等からなる亜高山帯植生、さらには高山植生に変化する多様な植生であり、原始性が高い。

エゾライチョウやエゾシカをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により特別保護区に指定され、昭和58年(1983年)に道指定特別保護地区に移管された。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、特別保護地区に指定する。

管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 115ha

内訳

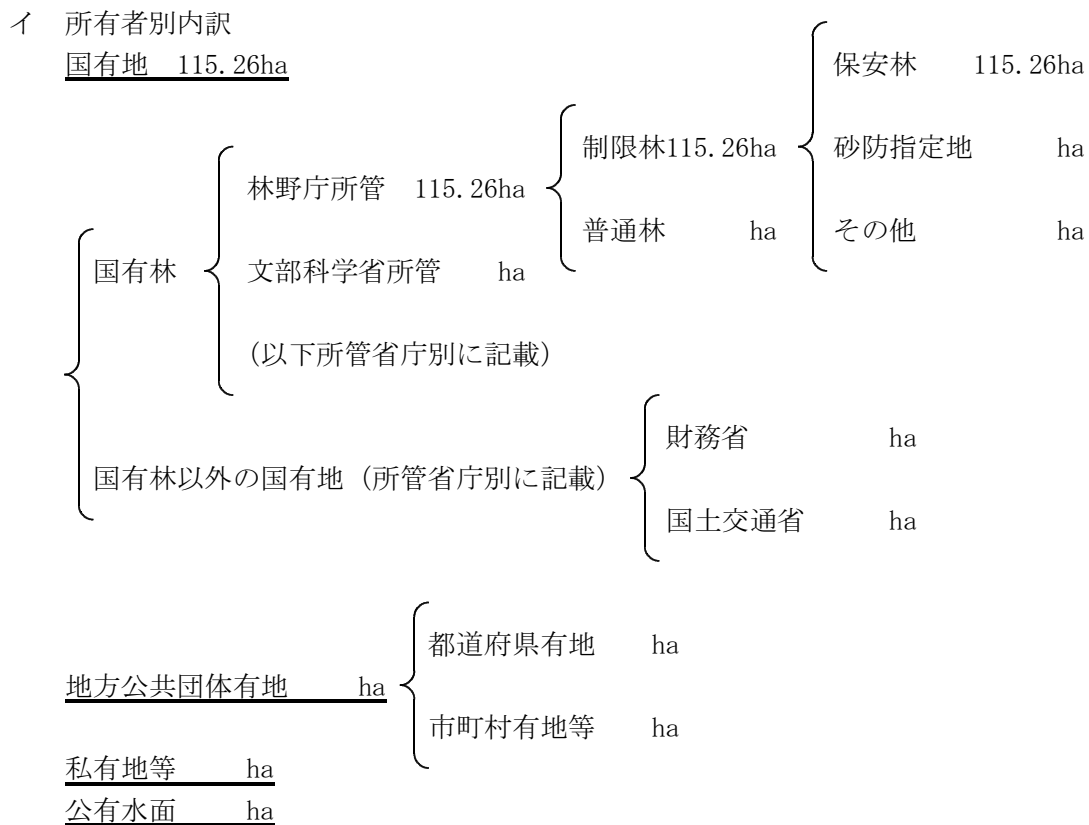
ア 形態別内訳

林 野 115.26ha

農耕地 ha

水 面 ha

その他 ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
自然公園法 (阿寒摩周国立公園)	115.26	第1種特別地域	115.26
森林法	115.26	水源涵養保安林	115.26
		保健保安林	115.26

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は足寄郡足寄町茂足寄に所在し、同町市街地から北東約40kmに位置する。全域が阿寒摩周国立公園の第一種特別地域に指定されている。

イ 地形、地質等

雌阿寒岳西麓の標高約700mから900mの斜面の森林で、西側はオンネトーに接する。

ウ 植生の概要

アカエゾマツを主体とした針広混交林で、優れた林相を保っている。

エ 動物相の概要

クマガイ等の希少種を含む森林性の鳥獣を中心に多様性に富んでいる。

- (2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R2年度	R3年度	R4年度	

- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。
- 5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
- (1) 特別保護地区用制札 4本
- (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）
- 6 指定計画書添付書類
- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図及び林班図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班面積別内訳表
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）